

## 入間市公共施設P P A事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、入間市（以下、「本市」という。）において公共施設へ再生可能エネルギーを導入し、効果的に公共施設の脱炭素化を推進するための施策として実施する、「入間市公共施設P P A事業」（以下、「本事業」という。）の内容及び本事業に係る公募型プロポーザルに関する各種手続、要件、選定等について必要な事項を定める。

### 2 背景及び目的

本市は、令和3年2月に、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市で構成されている「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」において、「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を活かしながら、令和32年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを宣言。

令和5年3月には「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和12年度までの中期目標として、平成25年度比で二酸化炭素排出量の46%削減、その先の令和32年度の二酸化炭素排出量実質ゼロ達成を目標と掲げ、市民・事業者・行政が一体となり、生活と経済活動の調和を図りながら地球温暖化に対する施策を実行していくことを定めた。

本計画では、行政の事務及び事業の取組に関する二酸化炭素排出量の削減目標等が定められており（入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））、この中で、平成25年度時点での排出量約13,276t-CO<sub>2</sub>を、令和12年度に6,505t-CO<sub>2</sub>まで削減することを目標としている。この目標を達成するためには、太陽光発電設備の最大限導入、建築物の省エネルギー化など、様々な取り組みが必要不可欠である。

また、本市では、地域の所得の多くが電気などのエネルギー代金として市外へ流出しており、その額は、年間約303億円と高く、地域でエネルギーを生み出して地域で使用する、「電力の地産地消」が課題となっている。

そこで本市は、P P A手法を採用し、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めていくこととした。

本事業については、地域課題である「脱炭素社会」の実現と、地域で生み出されたエネルギーを地域で使用する「電力の地産地消」の実現を目的として、民間事業のノウハウ、技術力を活用する公募型プロポーザル方式により募集を行うものとする。

### 3 プロポーザル方式により実施する事業

#### (1) 事業名称

入間市公共施設P P A事業

#### (2) 事業内容

別紙1「入間市公共施設P P A事業 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。  
候補施設については、別紙2「令和6年度P P A対象施設一覧」を参照。

#### (3) 事業期間

契約開始から設備の撤去完了または無償譲渡までを事業期間とする。設備の運転期間は、運転開始から最長20年とする。

(4) 本事業に伴う補助限度額

別紙2「令和6年度PPA対象施設一覧」のうち、「⑥概算太陽光工事額」に記載した額の2分の1を、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した間接補助として交付する。

(URL:<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>)

については、工事費等を対象として事業者へ交付金が間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること（別紙：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領を参照）。

なお、見積りに当たっては、交付金の対象経費、交付要件、補助率、補助額及び本市の交付金に係る計画を参照し、内容をよく確認の上、提案を行うこと。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定し、事業の遂行に係る契約を締結する。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の要件を全て満たさなければならない。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間、国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 入間市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成23年12月1日改正）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 入間市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の手続開始の申立てがなされている者でないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後に入間市が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人格を有している、または共同企業体であるなど、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 一括再委託は原則認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務の履行が不可能である場合、協力事業者へ業務の一部を下請けすることは許容する。
- (8) 本事業に専門的な知見を有していること。
- (9) 本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
  - ア 一級建築士
  - イ 電気主任技術者（第三種以上）
- (10) 共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 代表構成員が申込み者であること。
  - イ 構成員が、単独企業として参加表明していない及び他の共同提案の構成員として重複し

ていないこと。

ウ 構成員の全てが、上記(1)~(6)の要件を満たしていること。

## 5 提供資料

次の資料を提供する。(1)から(3)は市ホームページでデータを公開し、(4)及び(5)については、「6 対象施設の資料の閲覧」の記載に従って閲覧すること。

- (1) 施設ごとの電力使用量（30分デマンド値）
- (2) 既存電気料金明細書（夏季・その他単価が分かるもの）
- (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）計画書（令和5年4月時点）
- (4) 建物図面
- (5) 電気図面

## 6 対象施設の資料の閲覧

対象施設の資料（建物図面、電気図面）の閲覧については、次のとおりとする。

### (1) 閲覧場所、期間

場 所 入間市役所B棟4階 環境経済部エコ・クリーン政策課  
入間市豊岡1-16-1

期 間 令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）までの平日  
午前の部 午前9時から正午まで  
午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

### (2) 閲覧の手続について

閲覧希望日の前日（日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）（以下「閉庁日」という。）の場合は前閉庁日）午後4時までに、電話、メールのいずれかにより、法人名、希望日、希望時間（午前、午後、1日）を事務局に連絡し、閲覧の予約をすること。1企業につき最大で2日間（午前、午後のみでも1日と数えます。）予約することができることとする。それ以上の日数の閲覧を希望する場合は、予約した閲覧日が全て終了した後に改めて予約をすること。

なお、事前に予約がない場合は、閲覧はできないものとする。

また、参加表明書提出者に対しては、上記日程以降も資料の閲覧・提供の機会を設ける。

### (3) 資料の複写等について

資料の複写、持ち出しはできない。なお、閲覧者が持参したスキャナーでの撮影及び写真撮影は可能とする。

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票」（様式第5号）に質問事項を記載の上、次のとおり提出すること。ただし、質疑は本プロポーザルの技術提案書等を作成する上で必要な事項に限ります。なお、口頭による質疑は受け付けないこととする。

### (1) 提出方法

電子メールにファイルを添付の上、事務局（ir240500@city.iruma.lg.jp）へ送信するこ

と。

その際、タイトルは、「【企業名】プロポーザルに関する質問」とすること。また、受領確認のため、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。

(2) 質問の受付期間

令和6年4月19日（金）から令和6年4月30日（火）午後5時まで

(3) 回答期日

令和6年5月15日（水）午後5時まで

質問については、質問の受付期間（令和6年4月19日（金）から令和6年4月30日（火））が終了した後、全ての回答を作成次第、市ホームページの次の場所で公開し、個別での回答は行わない。

ホーム > 組織から探す > 環境経済部 エコ・クリーン政策課 > 環境への取り組み

(4) その他

ア 質問の回答が、実施要領を始めとする本プロポーザルに関する書類に記載のない事項を補完するものや記載事項を修正する内容であった場合、回答した時点で、本プロポーザルに関する書類への追記又は修正とみなす。なお、回答に対する再質問は原則受け付けないものとする。

イ 受付期限までに到着しなかった質問票については回答しないものとする。

8 スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、土曜日、日曜及び祝日など、入間市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合がある。

【実施スケジュール表】

内容	期 日
実施要領・仕様書等の公告	令和6年4月19日（金）
対象施設の資料の閲覧・提供	令和6年4月19日（金）から 令和6年5月20日（月）午後5時まで ※ただし、参加表明書提出者に対しては、 上記日程以降も随時閲覧・提供の機会を設ける。
質問受付期間	令和6年4月19日（金）から 令和6年4月30日（火）午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年5月15日（水）午後5時まで
参加表明書等提出期間	令和6年4月19日（金）から 令和6年5月20日（月）午後5時まで
参加資格確認通知	令和6年5月24日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年6月7日（金）午後5時

書類審査及びプレゼン参加通知	令和6年6月14日(金)
審査委員会での評価審査 (プレゼンテーション審査)	令和6年6月20日(木) または令和6年6月21日(金)※予備日
選定結果通知	令和6年6月25日(火)
協定の締結	令和6年6月下旬から7月上旬
現地調査等期間	令和6年7月上旬から 令和6年8月中旬
契約額の確定	令和6年8月下旬
契約締結(予定)	令和6年8月下旬

## 9 参加方法

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

### (1) 参加表明書提出期間

令和6年4月19日(金)(公告の日)から令和6年5月20日(月)午後5時まで

### (2) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 事業者概要(様式第2号)

※事業者概要は別紙による説明を可とするが、その際も本様式は提出すること。

ウ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書))

エ 財務諸表(直近1事業年度分)の写し

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署様式その3の3)

カ 法人事業税の納税証明書 ※公告日以後に発行されたものの原本

### (3) 参加資格審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し、令和6年5月24日(金)までに審査結果を参加表明書に記載のあった電子メールで通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和6年5月31日(金)午後5時00分までに、書面にて説明を求められることができる。ただし、異議申し立ては認めない。

## 10 企画提案書等の提出

別紙「入間市公共施設PPA事業 企画提案書作成要領」に基づき作成し提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書

別紙(A4版様式任意、両面印刷及び文字サイズは原則11ポイント以上とする。)に、業務の実施方針、手法、スケジュール等を記載すること。

イ 企画提案説明資料(プレゼンテーション資料)

※提案事業者の必要に応じて作成すること。

ウ 業務実施者の経歴書(様式4号)

エ 見積書【様式任意】

※消費税及び地方消費税相当額は消費税率及び地方消費税の合計を10%として計算すること。

(2) 提出部数

上記、提出書類正本1部、副本10部（正本は捺印し、副本は正本のコピーとする）

(3) 提出方法

担当部署（事務局）までの必要部数を郵送又は持参すること。

(4) 提出期限

令和6年6月7日（金）午後5時まで

(5) 企画提案書の無効

企画提案書等が次に掲げる事項に該当する場合は、審査の対象外とする。

ア 参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合

イ 提出方法及び提出期限に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない、または提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

(6) その他の留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする

イ 企画提案書等の提出後の再提出、または差し替えは原則認めない

ウ 企画提案書等の返却は行わない

エ 企画提案書等は、本業務の目的達成以外は使用しない

オ 企画提案書等は、情報公開請求があった場合は、入間市情報公開条例（平成7年条例第32号）に基づく不開示情報を除き、原則公開とする

11 選定方法

(1) 選定方式

選定にあたっては、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、提案事業者の企画提案内容、実務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、最も評価が高かった提案事業者を優先交渉権者とする。

(2) 審査の実施

ア 書類審査

書類審査は、提出のあった企画提案書等について、記述の過不足を審査する。

書類審査結果通知 令和6年6月14日（金）

イ プレゼンテーション審査

書類審査の結果、書類審査を通過した者については別途通知し、プレゼンテーション審査を行う。

① プレゼンテーションの日時

令和6年6月20日（木）または令和6年6月21日（金）

※令和6年6月21日（金）は予備日とする。

② プレゼンテーションの場所

入間市役所及び市内公共施設（場所については、別途連絡するものとする。）

③ プレゼンテーションの方法

提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果により優先交渉権者1者を

決定する。

④ プレゼンテーション実施時間

各事業者40分程度を予定（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分）

⑤ その他

- ・必ず、本事業に実際に従事する者がプレゼンテーションを行うこと。
- ・パワーポイントの利用を可とする（20枚以内）。
- ・プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクタ、接続ケーブル及びスクリーンは当市が用意する。パソコン等の端末機器は、提案事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションの出席は3名までとすること。
- ・新たな資料の提出は不可とし、提出済みの企画提案説明資料（プレゼンテーション資料）に基づき説明すること。

## 12 契約

### (1) 契約等の手続

審査の結果選定された優先交渉権者と、実施体制、現地調査、その他仕様書に定める要件への対応等について、協議が整った段階で契約等の手続を行う。手続にあたっては、規則及びその他の関係法令に定めるところによる。

なお、選定された優先交渉権者が契約等の手続までに参加資格要件を満たさなくなった場合、または上記協議が整わない等の理由により優先交渉権者との契約等の手続ができなくなった場合は、次点者を優先交渉権者とする。

### (2) プロポーザル参加者間における下請負等の禁止

プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者に対し、優先交渉権者以外の者が、契約履行に必要な役務を供給することを禁止する。

## 13 瑕疵がある場合

企画提案書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審議し、その取扱いについて決定するものとする。

また、その瑕疵が重大かつ悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した優先交渉権者の権利を取り消すことがある。

## 14 担当部署

業務の担当課及びプロポーザルの事務局

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課 ゼロカーボン・資源循環担当

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡1-16-1

電話：04-2964-1111（内線：4262）

FAX：04-2965-0232

E-mail：ir240500@city.iruma.lg.jp